書　　名	平成26年度企画展 大和川付け替え展 - 筏橋嘆願 -
書名かな	へいせい26ねんどきかくてん やまとがわつけかえてん - いかだばしたんがん -
編著者名	西田 敬之
編集機関	一般財団法人 松原市文化情報振興事業団
発行機関	一般財団法人 松原市文化情報振興事業団
発行年月日	2014 年9月6日
郵便番号	580-0016
電話番号	072-336-6800
住　　所	大阪府松原市上田7-11-19
備　　考	松原市民ふるさとぴあプラザ郷土資料館で実施した企画展リーフレットで、展示期間は令和2 年(2020)9月6日～10月19 日。

PDF ファイル制作日：2023年12 月28 日

◎大和川付け替えと筏橋嘆願

宝永元年(1704)に大和川が付け替えられ、新川筋の村々は様々な影響を受けるようになりました。最も大きな影響の一つとしては村域における潰れ地ですが、その他にも付け替え反対の嘆願書にもその理由にあげられています街道筋の分断があげられます。松原市域には大和川の付け替えによって分断された街道に中高野街道・下高野街道・大和街道などがあります。今回の展示ではこれらの街道の内、中高野街道の分断箇所に筏橋を架けることを嘆願した様子を取り上げています。この嘆願が始まった時期は不明ですが、安永２年(1773)10 月の嘆願書の写しが存在します。但しこの嘆願書は文言の一部と年号の部分を貼り紙で安永５年に修正しています。次に古いものとして安永３年のものがあります。安永２・３年のものは以上１通ずつしか確認できていません。嘆願が本格的に動き出すのは安永５年になってからと考えられます。嘆願の願主は丹北・丹南郡の 13 か村で安永期を通じて変わりませんが、奥印署名の村は安永５年途中までは丹北・丹南・錦部郡の 41 か村で、その後本格的に活動が始まるころには 29 か村に減少しています(別紙筏橋嘆願・奥印村変遷表参照)。減少理由は不明ですが、いずれにしてもこの願主・奥印の村々は中高野街道沿いか街道近隣にあたる村落であることに変わりはありません(筏橋嘆願村々の図参照)。

上の写真は大和川に架かる高野大橋近辺の航空写真(昭和 30 年代後半)で、旧高野大橋跡には橋杭が写されています。江戸時代はこの場所に筏橋を架ける嘆願を行ないました。

筏橋嘆願村々(安永5年(1776)途中から)

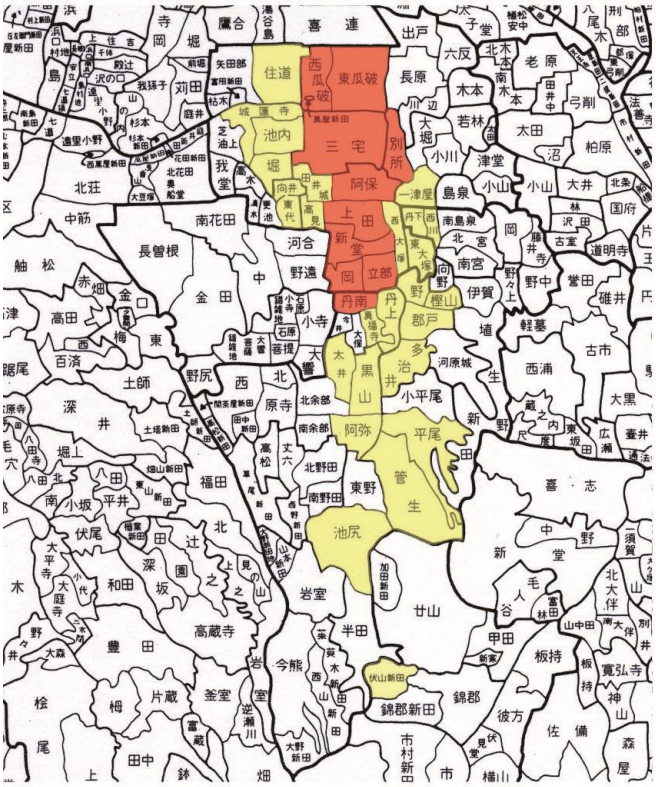

は嘆願の中心村々。　は署名協力村々。

筏橋嘆願村々(安永5年(1776)途中まで)

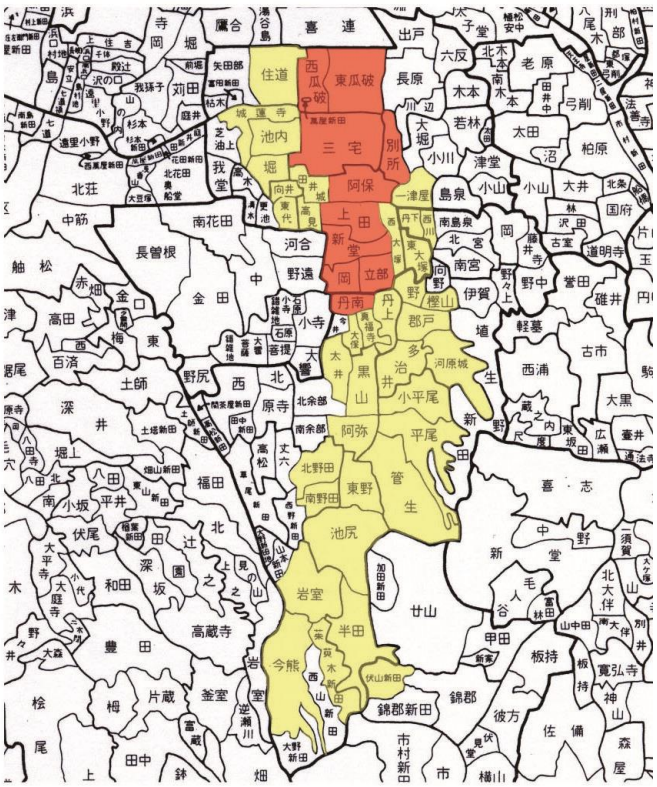

は嘆願の中心村々。　は署名協力村々。

◎安永５年の筏橋嘆願

安永５年(1776)は、大和川の付け替えによって分断された中高野街道に筏橋を架けることを本格的に訴え始めたと考えられる年で、今回の嘆願にあたって願主の村々が決め事を記した一札を村ごとに保管して遵守することや、筏橋設置個所や下流の村に対して筏橋設置に際して迷惑をかけない旨を記した一札を取り交わし嘆願の準備を進めている様子がそれらの文書から窺えます。また 11 月 16 日に大坂奉行所及び堤方役所へ、同 18 日に堺奉行所へ嘆願することが記された文書もありますが実際に提出したのかは不明です。

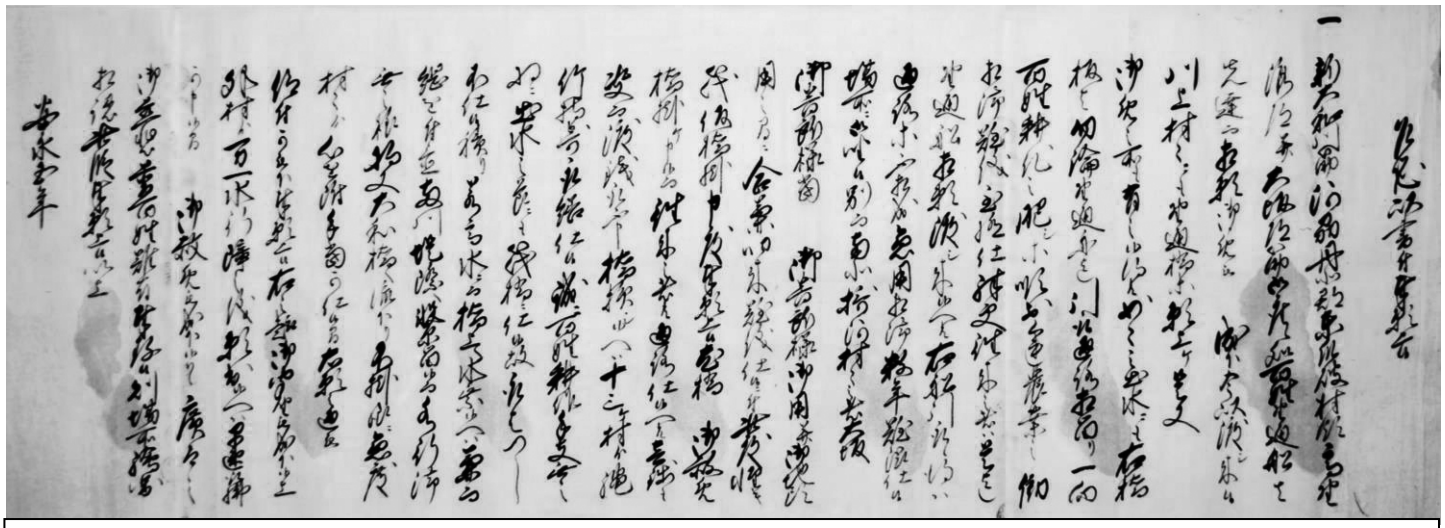

新大和川筏橋ノ儀ニ付東瓜破村等願書

安永５年(1776)

この願書は、東瓜破村領内の高野街道(現中高野街道)筋の大和川を渡る際、これまでは舟渡で渡っていましたが、夜分や洪水などの際は渡ることができず、農作業や急用などで大和川を渡るときに不便であり、筏橋を架けることを嘆願したものです。東瓜破村・三宅村(久世領・角倉代官支配・秋元領)・西瓜破村・別所村・西阿保村・東阿保村・松原村岡・松原村上田・松原村新堂・立部村・丹南村の 13 か村が願い出て、その他 29 か村が連印しています。これらの村々は中高野街道沿い周辺の村々にあたります。

◎安永６年の筏橋嘆願

安永６年(1777)は、筏橋の嘆願ついて様々な動きがありました。まず２月 25 日に実際に嘆願が行なわれ、3月 22 日には大和川筋見分の際に筏橋設置個所も見分することが嘆願村に伝えられました。5月には上流下流の村々に対して支障がないかを問われて９日付で返答していますが、27 日に心得違いがあるとしてその返答書の取り下げを申し出ています。その後、７月には嘆願をしていた堺奉行の石野範至が死去したために嘆願は一時棚上げ状態になっていたと考えられます。そして 12 月になって筏橋の嘆願を中止するのか継続するのかを問われ、同５日に再度嘆願する形になりました。

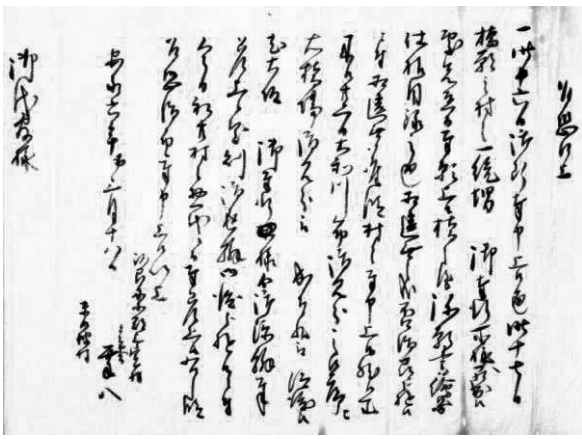

乍恐口上

安永６年(1777) 3月 18 日

この口上書は、3月 17 日に堺奉行所へ呼び出された際、先日提出した筏橋の嘆願書・絵図・仕様書・目録(おそらく２月 25 日提出のもの)について間違いない旨を申し上げたところ、3月 22 日に大和川筋を見分するので、その際に筏橋設置場所も見分することを伝えられ、それらのことについて領主へ報告している写しです。いよいよ筏橋の嘆願について動き出したことがわかる文書です。

◎安永７年の筏橋嘆願

安永７年(1778)は、筏橋の嘆願が認められた年で、１月には剣先船の持ち主に対して支障がないかを問われ、３月にもこれまで尋ねられたようなことも含めて様々な質問をされました。そして５月２日に堺番所へ呼び出され、筏橋の許可を伝えられました。その後、閏７月には嘆願村や奥印署名村が筏橋を架ける相談をするために松原村岡圓正寺(真宗大谷派)へ集まって欲しいとの旨の廻状が出されています。但し、このあと筏橋に関する文書がみられなくなり、実際に橋が架けられたかはわかっていません。

東瓜破村領掛橋之相談二付廻状
[安永７年(1778)]閏７月４日
この廻状は、筏橋架橋の許可を得て近々仮橋を架けたいので、その相談のために松原村岡圓正寺へ同月 10 日に集まってほしいことを筏橋願の 13 か村から奥印 29 か村へ通達しています。

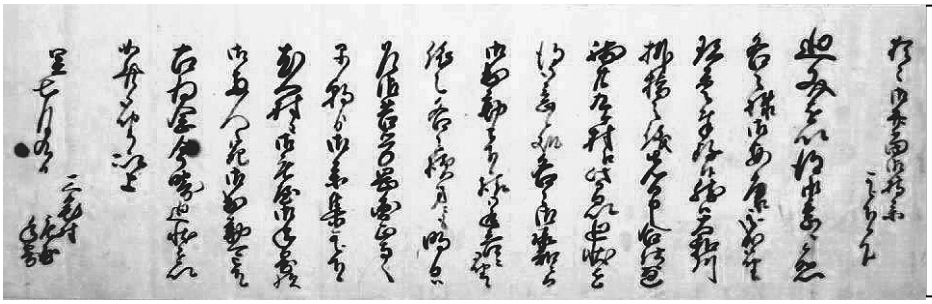

東瓜破村領掛橋之相談二付廻状
[安永７年(1778)]閏７月９日
この廻状は、筏橋架橋の許可を得て近々仮橋を架ける相談のため松原村岡圓正寺へ同月 10 日に集まってほしいことを奥印 29 か村へ通達し、承諾をいただいたので願主の各村へも参集を通達しているものです。

※上記 2 点の廻状は同じ集会に参加を呼び掛けているものですが、嘆願に協力した奥印署名村には昼食に湯漬けを出すので弁当不要(上の文書)とし、嘆願村へは弁当持参(下の文書)として立場の違いを明確にしています。

◎筏橋嘆願のその後

安永７年の項目でみた通り、安永７年５月２日に筏橋架橋の許可が出されたあと、閏７月に筏橋架橋の相談のため参会を願う廻状以降筏橋に関する文書がみられなくなり、後年の絵図などにも筏橋は描かれていません。また慶応２年には再度掛橋の嘆願がなされており、そこには今まで舟渡で通行していることが記載されていることから考えて筏橋は実際には架けられなかったとも考えられます。この場所に橋が架けられるようになったのは明治期にはいってからで、現在の高野大橋にかけてある説明板には明治６年(1873)に「植田橋」という私設の橋が架けられたと記載されています。

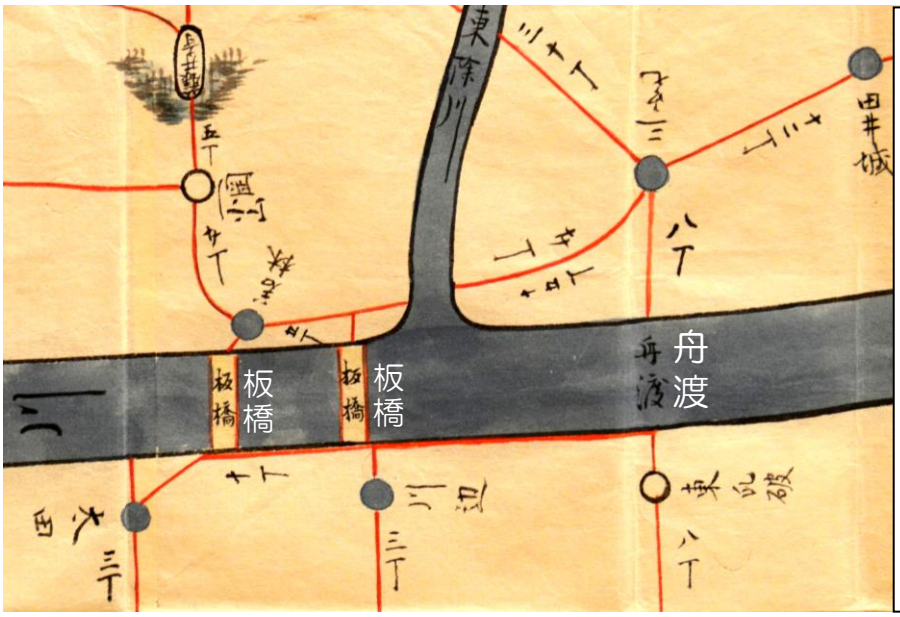

石原庄三郎様御代官所
石川郡丹南郡丹北郡村々麁絵図
文化 14 年(1817) 2月
この絵図は、南が上で石原庄三郎代官支配の村々を中心に記したもので、各村は○印で表して○印の中は郡ごとに色分けされ、村落間の凡その距離も記されています。この絵図には現松原市域付近の大和川に架かる橋や渡しの様子が描かれており、若林村や大堀村の北側にあたる場所には板橋が架けられています。そして安永期(1772～1781)に筏橋の嘆願があった中高野街道の分断箇所には「舟渡」と記載されており、筏橋の様子は描かれていません。